

令和5年手術件数（医科手術通則5及び6、歯科手術通則4に掲げる手術）

区分		手術件数	
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	30
	イ	黄斑下手術等	48
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	153
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	62
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	2
	イ	水頭症手術等	97
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
	エ	尿道形成手術等	6
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	31
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	22
区分3	ア	上顎骨形成術等	8
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	12
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	4
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	1
	キ	同種死体腎移植術等	2

区分		手術件数	
区分4		胸腔鏡・腹腔鏡手術	626
その他 区分	ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術 （手術支援装置を用いるもの）	134
		イ	乳児外科施設基準対象手術
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	81
		エ	冠動脈、大動脈バイパス植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術
	オ	経皮的冠動脈形成術	298
		急性心筋梗塞に対するもの	148
		不安定狭心症に対するもの	94
		その他のもの	56
		経皮的冠動脈粥腫切除術	6
		経皮的冠動脈ステント留置術	190
		急性心筋梗塞に対するもの	85
不安定狭心症に対するもの		75	
その他のもの		30	